

食安輸発0416第1号
平成22年4月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

希釈過酸化ベンゾイルを使用した小麦粉及びその加工品の取扱いについて

今般、検疫所より、小麦粉及びその加工品（ピザ粉、クッキー等）に使用した希釈過酸化ベンゾイルについて、食品衛生法第11条に基づく成分規格への適合性に係る疑義照会があり、輸出国における事実確認が困難であることを踏まえ、今後においては下記のとおり取扱うこととしたので、ご了知のうえ、関係者への周知方よろしく申し上げます。

記

1. 小麦粉

過酸化ベンゾイルに係る試験を指導し、小麦粉において 66mg/kg を超える結果については、食品衛生法第 11 条違反として取り扱うこと。

希釈過酸化ベンゾイルの成分規格及び使用基準から算出される小麦粉中の最大残留量

2. 小麦粉以外

小麦粉に対する希釈過酸化ベンゾイルの使用量及び過酸化ベンゾイル含量に係る資料を輸入者より提出させ、小麦粉において 66mg/kg を超えることが確認される場合は、食品衛生法第 11 条違反として取り扱うこと。